

豊川市監査公表第22号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年9月3日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	富 田 潤

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書（教育委員会スポーツ課）

監査実施期間 平成29年11月17日から
平成30年 2月26日まで

豊川市監査公表第17号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市体育協会補助金交付要綱について、豊川市補助金等に関する規則に即して要綱を見直し、適正な事務に改善されたい。</p> <p>2 豊川市総合体育館始め23体育施設に関する指定管理業務において、小・中学校の施設開放に係る使用料の収納事務があるが、市指定金融機関への払い込み期日について協定書等に記載されていないため、改善されたい。</p>	<p>1 豊川市体育協会への補助金交付については、交付申請において事業の内容や金額が補助の目的に合致しているか適切に審査して交付決定を行うとともに、実績報告において補助対象経費から受託金等の収入を除いた額と交付申請額を照らすことができる内訳書も提出させるなどして補助金の額の確定を行うこととし、平成29年度決算から当該規則及び要綱に則した適正な事務処理に改善した。</p> <p>2 小・中学校の施設の開放における収納事務については、使用料を市指定金融機関へ14日以内に払い込むこととし、指定管理施設の管理運営に係る協定書の仕様書にその旨記載して平成30年4月1日付けで指定管理者と協定を締結した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成30年8月30日現在のものである。